

調達要求番号 :

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | |
|-----------------|-----------------------|
| 物品番号 | 仕 様 書 番 号 |
| | G Q - N 1 7 0 0 7 4 D |
| 牛肉じやが, 非常用糧食用 | 防衛大臣承認 年 月 日 |
| | 作 成 令和 元年10月30日 |
| | 変 更 令和 5年 2月 2日 |
| | 作成部隊等名 捄給統制本部 需品部 |

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する、非常用糧食の構成品の牛肉じやが、非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、“牛肉じやが”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年農林省告示第523号）

しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号）

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則、01改

c) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

2 製品に関する要求**2.1 全般**

この製品は、“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は、表1による。

表1-材料

| 区分 | 規定又は基準 |
|--------|---|
| じやがいも | 鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどがないもの又はそれを原料とした冷凍品 |
| 牛肉 | 鮮度が良好な食肉で、きょう雜物の混入がなく、食品衛生上の欠点を認めないもの。 |
| にんじん | 鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどがないもの又はそれを原料とした冷凍品 |
| こんにゃく | 新鮮かつ弾力性に富む品質のもの。 |
| 玉ねぎ | 鮮度が良好で、病虫害、変敗、きずなどないもの又はそれを原料としたもの。 |
| 食用植物油脂 | “食用植物油脂の日本農林規格”又は同等以上の食用大豆油 |
| しょうゆ | “しょうゆの日本農林規格”のこいくちしょうゆ |
| 砂糖 | 上白糖（水分1.5%以下、糖度96%以上） |
| 発酵調味料 | 発酵調味料特有の香味をもつもの。 |
| 椎茸エキス | 化学調味料無添加タイプのエキス |
| 昆布エキス | 緑褐色、昆布特有の風味をもつもの。 |
| 調味料 | L-グルタミン酸ナトリウム（含量99%以上のもの）又は、それを主成分とする複合調味料とし、“食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの。 |
| 加工デンプン | “食品衛生法”に基づく食品添加物公定書に規定されたもの又は“食品、添加物等の規格基準”に基づくもの。 |

2.3 前処理

前処理は、次による。

- a) じやがいもは、ブランチング後、冷却する。
- b) 牛肉は、異常がないか確認し、切断後、スライスしたものを大豆油で炒める。
- c) にんじんは、ブランチング後、冷却する。
- d) こんにゃくは、ブランチング後、冷却する。
- e) 玉ねぎは、切断し、不可食部分を取り除き、スライスしたものをブランチング後、冷却する。

2.4 配合

配合は、表2を標準とする。

表2-配合

| 材料 | 割合 | 単位 | % |
|--------|-------|----|---|
| じやがいも | 26.14 | | |
| 牛肉 | 19.61 | | |
| にんじん | 9.80 | | |
| こんにゃく | 6.54 | | |
| 玉ねぎ | 3.27 | | |
| 食用植物油脂 | 1.96 | | |

表2-配合（続き）

| 材料 | 割合 | 単位 % |
|--------|-------|------|
| しょうゆ | 6.01 | |
| 砂糖 | 5.33 | |
| 発酵調味料 | 0.39 | |
| 椎茸エキス | 0.10 | |
| 昆布エキス | 0.07 | |
| 調味料 | 0.03 | |
| 加工デンプン | 0.69 | |
| 水 | 20.06 | |

2.5 充填・殺菌

充填及び殺菌は、次による。

- a) 充填は、2.4の配合を標準とする。
- b) 充填後、密封して加圧加熱殺菌を施し、製品とする。

2.6 内容量

内容量は、150 g以上とする。

2.7 固形量

固形量は、完成検査時の質量とし、75 g以上とする。

2.8 液汁示度

液汁示度は、製造時における砂糖用屈折計の示度11度以上とする。

2.9 品質

2.9.1 品位

品位は、次による。

- a) 配合状態、色沢及び香味が良好で、異味異臭がなく、きょう雜物などの混入を認めない。
- b) 甚だしい煮くずれがあつてはならない。

2.9.2 容器

容器は、次による。

- a) **形状** 形状は、袋状容器とし、細部は製造者の仕様による。
- b) **材料・構造** 材料及び構造は、外側からポリエステル（12 μm）、ナイロン（15 μm）、アルミニウムはく（7 μm）、ポリプロピレン（30 μm）、鉄系酸素吸収層（25 μm）及びポリプロピレン（30 μm）を主材とし、細部は製造者の仕様による。
- c) **厚さ** 厚さは、130 μm±13 μmとする。
- d) **寸法** 寸法は、幅160 mm×長さ210 mm以下とする。
- e) **ノッチ** ノッチは、U形又はベース形とし、上部又は下部を標準とし、両サイドで、機能を發揮する位置とする。
- f) **堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.10 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.11 製品の表示

2.11.1 全般

製品の表示は、 “食品表示法” 及び “計量法” の規定に基づく。

2.11.2 表示方法

表示方法は、次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

2.11.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄の後ろに、 “／” で区切り添加物を記載してもよい。）、殺菌方法、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.11.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.11.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.11.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

2.11.7 その他の表示

レトルトパウチ食品である旨を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

3.1 品質・保存性

品質及び保存性は、全国の倉庫（空調設備なし。）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期の翌年度の4月1日から起算する。）貯蔵で品質の保証が可能な製品とする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本等

契約の相手方は、製造に先立ち、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本など

| 種類 | 規定 | 数量 |
|-------|----------------------------|----|
| 承認用見本 | 容器 2.9.2による。 | 1 |
| 提出書類 | 包装材料証明 | 4 |
| | 材料証明 2.2による。 | 4 |
| | 製造工程表 2.3, 2.4及び2.5による。 | 4 |

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。